◎新潟県告示第1034号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年８月24日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
柏崎市北地域包括支援センターはらまち	柏崎市原町４番23号	柏崎市北地域包括支援センター	柏崎市北地域包括支援センターはらまち	H24.5.1
柏崎市西地域包括支援センターえきまえ	柏崎市駅前１丁目５番１号	柏崎市西地域包括支援センター 柏崎市赤坂町４番56号	柏崎市西地域包括支援センターえきまえ 柏崎市駅前１丁目５番１号	H24.6.1
新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総合医療センター	柏崎市北半田２丁目11番３号	新潟県厚生農業協同組合連合会刈羽郡総合病院	新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総合医療センター	H24.4.1